

教育民生委員協議会記録

開会年月日	令和2年9月1日
開会時刻	午前11時23分
閉会時刻	午後0時16分
出席委員名	◎福井輝夫 ○吉井詩子 中村 功 上村和生
	北村 勝 野崎隆太 吉岡勝裕
欠席委員名	なし
署名者	なし
担当書記	野村格也
協議案件	1 おおぞら児童園の移転新築及び児童発達支援センターの開設について
	2 伊勢市合理化事業計画（第四期旧伊勢市地域分及び第三期小俣町地域分）（案）について
	3 第2期伊勢市生活排水対策推進計画の改定について
	4 伊勢市重度障害者デイサービスセンター移管先法人選定の経過について《報告案件》
	5 公民館等集会施設における指定管理期間の変更について《報告案件》
	6 令和4年度以降の成人式（新成人のつどい）について《報告案件》
	7 所管事業の令和2年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について
	8 行政視察について
説明者	教育長、事務部長、学校教育部長、学校教育課長、社会教育課長
	環境生活部長、環境生活部参事、環境課長、清掃課副参事
	健康福祉部長、健康福祉部次長、健康福祉部参事、
	こども発達支援室長、障がい福祉課長
	その他関係参与

協議経過

福井委員長が開会を宣告し、会議成立宣言後、直ちに議事に入り、「おおぞら児童園の移転新築及び児童発達支援センターの開設について」外6件について当局から説明を受け、質疑の後、聞き置くこととした。

次に「行政視察について」を議題として協議し、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前11時23分

◎福井輝夫委員長

ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【おおぞら児童園の移転新築及び児童発達支援センターの開設について】

◎福井輝夫委員長

それでは、「おおぞら児童園の移転新築及び児童発達支援センターの開設について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

教育長。

●北村教育長

本日はお忙しいところ、教育民生委員会に引き続き、教育民生委員協議会をお開きいただきありがとうございます。本日御協議いただきます案件は、「おおぞら児童園の移転新築及び児童発達支援センターの開設について」のほか、報告関係も含めまして全部で6件でございます。それでは、協議案件の順番に従いまして所管課から説明をいたしますので、よろしく御協議のほどお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

こども発達支援室長。

●樋口こども発達支援室長

「おおぞら児童園の移転新築及び児童発達支援センターの開設について」、御説明申し上げます。資料1-1を御覧ください。

おおぞら児童園の移転整備につきましては、令和元年11月の教育民生委員協議会におきまして御協議をいただき、今年4月から建設工事が始まり、令和3年1月に地域における中核的な支援施設である児童発達支援センターとして、新施設での運営開始を予定しております。

新施設の概要でございますが、いせトピア第2駐車場南側敷地の西側部分に移転し、建物床面積は773平方メートルで、詳細につきましては2枚目の資料1-2の平面図、完成図を御参照ください。対象地域につきましては、伊勢志摩定住自立圏の連携市町のうち3市4町で、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町でございます。また、児童発達支援センターとして通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を生かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預ける施設への援助・助言を行う中核的な支援施設となります。機能の充実としましては、現在行っております専門的な知識や技術的な助言、援助に加え、保育所等訪問支援を新たに開始し、重層的な地域支援の体制を構築してまいります。保育所等訪問支援につきましては、保護者からの要望に基づき、支援の一つとして作業療法士、言語聴覚士等の専門職が対象児が通っている保育所等を訪問し、発達障がいのある児童の集団生活への適応のための専門的な支援等を行ってまいります。

次に(3)施設の充実でございますが、集団療育を行う療育室と遊戯室を各2か所ずつ増やし、また、個別での言語訓練や作業療法等を行う専用の訓練室、相談室を新設し、多様な療育に対応できる部屋数と広くて安全に使いやすいスペースを確保いたしました。

次に(4)事業内容でございますが、就学前児童を対象とした療育支援である「ア」の児童発達支援。資料の裏面を御覧ください。小学校特別支援学級在籍児童または特別支援学校在籍児童を対象とした「イ」の放課後等デイサービス、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者等の連絡調整を行う「ウ」の障害児相談支援、「エ」の保育所等訪問支援、「オ」の保護者支援でございます。

最後に、今後の予定でございますが、9月議会におきまして伊勢市児童発達支援センターの条例の制定、11月に工事の完了、12月に移転及び新設準備、令和3年1月に竣工式典及び療育開始を予定しております。

説明は以上でございます。よろしく御協議を賜りますようよろしくお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

吉井副委員長。

○吉井詩子副委員長

すみません、今回発達支援の関係で充実することができまして、大変感謝申し上げたいと思います。今回お尋ねいたしますこの児童発達支援センター開設に当たりまして、人材というか、そういう充実というのはどのように図られていますでしょうか。

◎福井輝夫委員長

こども発達支援室長。

●樋口こども発達支援室長

すみません、専門的な職種の増員ということで、今年言語聴覚士のほうを2名、正規で採用させていただきまして、今回の新施設に対応させていただこうと思っております。作業療法士につきましては既に正規を2名増員していただいておりますので、計画的に増員のほうは考えていきたいと思っております。以上です。

◎福井輝夫委員長

吉井副委員長。

○吉井詩子副委員長

ありがとうございます。対象地域を広げるということで、今後もそういう人材については、また増やしていくという予定はあるのでしょうか。

◎福井輝夫委員長

健康福祉部参事。

●岩佐健康福祉部参事

今後のその療育の需要といいますか、また地域での事業所の展開もございますので、そこら辺を総合的に見ながら、現在います正規の作業療法士、言語聴覚士、保育士等を中心に、非常勤の方等も助けていただきながらということで実施をしてまいりたいというふうに考えております。

◎福井輝夫委員長

吉井副委員長。

○吉井詩子副委員長

ありがとうございます。今後徐々にほかの地域にも広げていくということですので、また計画的に協力してもらうようによろしく願いいたします。発達支援室が今あるわけなんですが、この発達支援室とこの今度新しくできる児童発達支援センターとの関わり、また役割分担でありますとか、発達支援室はこの中になくて離れたところに今ありますが、今後もまたこの中に入ることではないと思いますが、そういうことに関するメリットやデメリットなども含めまして、この役割分担、また連携についてちょっと御説明をお願いします。

◎福井輝夫委員長

こども発達支援室長。

●樋口こども発達支援室長

こども発達支援室と児童発達支援センターの役割について少し御説明させていただきます

す。こども発達支援室は平成29年に中央保健センターの3階に設置しております。こちらの機能としましては、切れ目ない支援ということで、子供の発達に関する総合的な窓口として三重県発達障害支援システムアドバイザーとして保健師、保育士、教員、この3職種を中心に、いろんな18歳までのお子さんの相談支援を行っております。中央保健センターの3階ということで、1階が健康課の所属がありまして、そことの連携を密にさせていただくことで、乳幼児から小中学校への切れ目ない支援がスムーズにということで、今後もやはりおおぞらのほうに入るのではなくて、健康課等で連携のしやすい部署に入らせていただくというふうに考えております。

あと、児童発達支援センターの違いなんですけど、児童発達支援センターは児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う指定事業者でありまして、障がいのあるお子さんが療育とか訓練を受ける施設であるとともに、その療育を利用されているお子さんが通ってみえる、そういった集団生活を行う小学校であるとか保育所、幼稚園に対して保護者のほうから療育についてそういった集団生活を行っているところに指導してほしいという御要望があった場合に、作業療法士であるとか言語聴覚士であるとか、そういった専門性の高い職種が出向きまして指導させていただくというところで、役割のほうは分けながら連携をしていくということになると思います。以上です。

◎福井輝夫委員長

吉井副委員長。

○吉井詩子副委員長

分かりました。児童センターのほうは専門的に療育等を行っていく、また、発達支援室は、今は発達障害とかいうふうに言われていないお子さんに対しても、発達に不安のあるお子さんに対して相談を受けたり支援をしていくということで理解をしておるんですが、でありますと、この両方についてしっかりと市民の方に分かるように、また説明もしていないといけないと思います。

この発達支援室の役割の中で、切れ目のない支援という御説明もいただいたのですが、やはり発達支援室はこども発達支援室ということで、18歳までを対象としているんですが、やはり一般的に子供ということで、それがあまり意識にないということがあると思います。切れ目のない支援をしていくためには、その辺についてもこの児童発達支援センターとは分けて支援をしていくということなのですが、ちょっと教育現場の方からも声をいただいたのですが、その発達支援室のパンフレット一つにしてもちょっと子供向けすぎるという、これを子供さんが、小学校高学年や中学生で人間関係で悩んでいたりコミュニケーションのことで悩んでいる方に、発達支援室で相談したらどうですかと勧めるに当たって、やはりもうちょっと、あまり子供向けのものを渡されると、ちょっと自分がもっと早期に早くすればよかったのになと保護者の方も思われるので、その辺の工夫もして、ちょっと児童センターからちょっと離れますが、その辺の工夫もしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

◎福井輝夫委員長

こども発達支援室長。

●樋口こども発達支援室長

貴重な御意見をありがとうございます。今後またそういったもう少し中高生向けのパンフレットの検討もしていきたいと思います。また御指導よろしく申し上げます。

◎福井輝夫委員長

吉井副委員長。

○吉井詩子副委員長

よろしくお願いいたします。この発達支援室が役割を果たして、また、この児童発達支援センターが市民の皆さん、また地域の中核として役割を果たしていくようお願いをして終わりたいと思います。ありがとうございます。

◎福井輝夫委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

他に発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市合理化事業計画（第四期旧伊勢市地域分及び第三期小俣町地域分）（案）について】

◎福井輝夫委員長

次に、「伊勢市合理化事業計画（第四期旧伊勢市地域分及び第三期小俣町地域分）（案）について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

環境課長。

●森本環境課長

「伊勢市合理化事業計画（第四期旧伊勢市地域分及び第三期小俣町地域分）（案）について」御説明申し上げます。始めに資料2-1、「伊勢市合理化事業計画（第四期旧伊勢市地域分）（案）について」御覧ください。

本計画につきましては、現行計画において下水道整備計画終了時点を踏まえた支援量を位置づけたところですが、その支援量に基づく支援策を開始しようとするものでございます。また、本計画は、下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、通称合特法に基づき策定するものでございます。

それでは、主要な部分について御説明申し上げます。1ページ目の「1. 目的」を御覧ください。本計画は、一般廃棄物（し尿等）収集運搬業等事業者は本市の下水道の普及に

より大きな影響を受けてきたことから、業務に携わる事業者の経営努力を基本としつつも、その経営に与える影響に対する支援を実施することにより、将来にわたりし尿等の適正な処理を確保するとともに、業務の安定を保持するために策定するものでございます。

「2. 旧伊勢市地域の状況」から「5. し尿等の要処理量の見通し」につきましては旧伊勢地域における下水道整備の見通しや現状のし尿等の取扱量について記述しております。

続きまして「6. し尿等の処理体制の水準」を御覧ください。流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しにより、下水道整備計画終了時点でし尿等の要処理量が1万6,452キロリットルから2万800キロリットル、車両換算で7.3台分から9.3台分となる見込みとなりました。

次に、「8. 合理化事業の内容等」の(2)目標を御覧ください。し尿等収集運搬業務が9.3台分となる見込みであることを踏まえ、支援業務を提供することにより事業者の経営基盤を強化するとともに、他業種への事業転換を促進するものでございます。

次に、7ページの別表5を御覧ください。「1. 支援業務提供期間」及び「2. 支援量算定の考え方」に基づき、業務ごとに5年間を基本とし、業務内容、業務以後の実施等を勘案し、支援業務の提供を行っているところであります。

下段の「4. 支援業務内訳」を御覧ください。第四期計画につきましては、令和3年度から令和7年度の5年間でございます。また、第三期計画からの支援継続分及び令和3年度から第四期計画分の支援として、燃えるごみC4.2台分を下水道整備計画完了時を踏まえた支援業務として提供を開始し、し尿収集運搬体制の合理化について適切に進めて参りたいと考えております。

続きまして、資料2-2、「伊勢市合理化事業計画(第三期小俣地域分)(案)について」を御覧ください。本計画におきましても旧伊勢地域分同様に、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、合特法に基づき策定するものでございます。小俣地域分におきましては、既に下水道整備計画終了時点を踏まえた支援を位置づけ、支援を実施中でございますが、現行計画の支援業務提供期間の考え方を踏襲し、支援期間の変更を行うため、第三期小俣地域分を策定しようとするものでございます。

「1. 目的」から「7. 一般廃棄物(し尿等)収集運搬業等の経営の見通し」につきましては、小俣町地域における下水道整備の見通しや現状のし尿等の取扱量について記述しております。

計画の主要な部分としまして、2ページ目の「8. 合理化事業の内容等」、(2)目標を御覧ください。小俣町地域における一般廃棄物(し尿等)収集運搬業等事業者が取り扱うし尿等の処理量は、現行の下水道整備計画により取扱量が最終的には1,233キロリットル、車両換算で0.5台分に減少する見込みであることを踏まえた支援を行うことで、事業者の経営基盤を強化するとともに他業種への事業転換を促進し、し尿等の処理体制の規模縮小を図ろうとするものでございます。

(5)支援の方法について、6ページ別表5を御覧ください。「1. 支援業務提供期間」及び「2. 支援量算定の考え方」に基づき、業務ごとに5年間を基本とし、業務内容、業務以後の実施等を勘案し、支援業務の提供を行っているところでございます。

「4. 支援業務内訳」を御覧ください。表中の資源物B、Cにつきましては、事業者の転換状況及び以後の実施の観点から令和4年度まで延長することとします。また、平成30

年度から支援を開始しました燃えるごみA、Bにつきましては、「1. 支援業務提供期間」の考え方にに基づき、令和4年度までの支援を位置づけるものでございます。

以上、「伊勢市合理化事業計画（第四期旧伊勢市地域分及び第三期小俣町地域分）（案）について」御説明させていただきました。御協議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

ちょっとお伺いをしたいんですけれども、これは合理化計画、今回の計画で状況はこんなふうになるというのは理解はさせていただいたわけなんですけれども、伊勢市のほうの一部実施分ですね、延長というような話もあって、これ自体はこんなふうに進んでいくんやなという形で理解させていただいたんですけれども、この今の合理化計画のやられている事業者からいずれどこかで一般競争入札に移っていくような部分もあるのかなというふうに思っております。それが、この一般競争入札に事業者が参入しようとするには、ある程度事前の準備なんかが必要かなというような意見もちょっとあって、適切な終了時期とかその公表のタイミングとか、その辺で少し意見があるような話も聞いたことがあるんですけれども、そういった業務の終了時期であるとか、そういった一般競争入札への移行について、ちょっと考え方をここでお聞かせをいただければと思います。

◎福井輝夫委員長

環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

すみません、移行時ということで、一般競争入札に入る時期でございますけれども、まず、一昨年ですか、資源ビンと紙、布類につきましては、平成30、31年、令和2年度という形での一般競争入札を実施させてもらったところでございます。考え方としては、10年を過ぎましたら競争入札に入っていくという形の考え方でございます。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

分かりました。10年を過ぎたら入るということで理解をさせていただきました。それに合わせてちょっと1点、お伺いしたいんですけれども、今回燃えるごみとかも大分こういった支援業務ということで動いてきたかなというふうに思うんですけれども、この辺りも最終的に一般競争入札の方向で持っていかれるのですか、これ最終的に。

◎福井輝夫委員長
環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

考え方としましては、ごみの事業計画の中で、今四期まで提示をさせていただきました。その後も過去の例からいくところもございますけれども、競争入札に入るといふ形での考えを持ってございます。合理化事業計画の中で終了を迎えた時期には競争に入るといふ形でございます。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

よろしいですか。

他に御発言はありますか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

少し聞かせてください。小俣町地区の分でまずちょっと聞かせていただきたいのですが、小俣町の状況ということで、現在の人口が2万758人ということで御説明をいただきました。今、かなり人口が増えてきている状況の中で、4ページ目を見せていただきますと、令和3年は1万9,000人ということで、ちょっとこの数字どこから来たのかなど。かなり、1,500人も少ない状況で、何か業務量が少なくなるような計算になっていないのかなというふうに思ったのですけれども、この辺の数字を持ってきたその辺の説明をいただきたいと思います。

◎福井輝夫委員長

環境課長。

●森本環境課長

支援の量についての御説明をさせていただき、業務量について少なくなるかという質問にお答えさせていただきます。別表3のし尿等の事業所利用の見込みの人口につきましては、人口ビジョンの推計値で別表4、小俣の5ページになるのですが、別表4のし尿等の処理体制の水準及び見通しにより、下水道整備計画終了時点の処理量1,233キロリットルと算出しているため、人口の推計値が直接業務支援量に影響を及ぼすことはないと考えております。以上です。

◎福井輝夫委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

分かりました。小俣町のほうは下水道、終わっているような状況でありますので、基本的には影響はないということですね。ちょっとその数字がなぜかなと思いましたので聞か

せていただきました。

今、野崎委員からも一般競争入札になるのかということ御質問をいただいたわけですが、いろいろほかの資源ごみの状況であったりとか見せていただきますと、そういう形になっていくのかなと。今、現業職の方でパッカー車で燃えるごみ、回っていただいておりますけれども、この支援が終了したらそういう形になっていくのかなということで考えるわけですが、その辺そういった全て可燃ごみについては民間業者のほうにお願いをしていくというふうな形でよろしいでしょうか。

◎福井輝夫委員長

清掃課副参事。

●林清掃課副参事

先ほどの委員の質問にお答えさせていただきます。この合理化計画、終了する中で我々の考えといたしましては、やはり他の収集運搬業務と同様に競争入札、一般競争入札というような方法を考えたいということでよろしくお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

分かりました。少し業者さんともそんな話をさせていただく中で、どうしても今は合理化事業でお仕事を、また、お金のほうもいただいているわけですが、一般競争入札になってくると当然競争をし合うという形になってきますので、当然その業務に対価というものが減るのではないかな、また、大きな会社が有利ではないかなというふうなところであったり、あと、いろいろ工夫をしていただけると、範囲を分けるとか処理量の制限をすとか、これはまたそこの先の話になりますけれども、ちょっとその仕事にシフトしていった形の中で、これからやっていけるのかなということで大変不安に感じていらっしゃる方もお見えです。また、ごみ収集というのは公共の仕事でありますので、やはりその品質も確保していかなければいかんところもありますので、その辺、現時点でどのように考えているのかお聞かせいただけたらと思います。

◎福井輝夫委員長

清掃課副参事。

●林清掃課副参事

合理化計画の支援、合理化の支援が終了しまして、その後ということのお話をいただきました。我々として、現時点では過去の入札結果、そういったところも考えながら、また、本年度、今年ですね、発生しました新型コロナウイルスということで、そういった応援体制、そういったところもちゃんと築き上げられるか、いろんなところをちょっと考慮させてもらっているところがございます。また、直営から今度入札でということ

で、民間にというような話になってこようかと思えますけれども、その辺りにつきましては、今現在、直営のほうで携わっております職員のほうが指導とか、それから、定期的な研修というようなところで業者様方に指導を促しながら、これまで直営で培ってきました支援体制、収集体制のほうを維持継続できるような、そんな工夫に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○吉岡勝裕委員

分かりました。ありがとうございました。

◎福井輝夫委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

他に発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【第2期伊勢市生活排水対策推進計画の改定について】

◎福井輝夫委員長

次に、「第2期伊勢市生活排水対策推進計画の改定について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

環境課長。

●森本環境課長

それでは、「第2期伊勢市生活排水対策推進計画の改定について」御説明させていただきます。資料3-1を御覧ください。

本計画につきましては、水質汚濁が進んでいる勢田川流域が平成3年に生活排水対策重点地域に指定されていることから、平成27年11月25日開催の教育民生委員協議会において御協議いただき、平成28年3月に第2期計画を策定したものでございます。

「1. 改定の目的」を御覧ください。本計画の策定から5年目を迎え、公共下水道事業、浄化槽設置整備事業補助金制度の変更など、汚水処理施設整備を取り巻く諸情勢の変化に対応するため、計画の改定を行おうとするものでございます。

次に、「2. 計画の内容」としましては、第1章「はじめに」から第6章「啓発等」で構成されており、各項目において時点修正を行っております。

「3. 計画期間」につきましては、平成28年度から令和7年度の10年間としており、今回の改定につきましては、令和3年度から令和7年度までの事業実施に向けて行うものでございます。

「4. 主な改定内容」といたしましては、公共下水道事業計画の変更について反映すること、また、単独浄化槽から合併浄化槽への転換に伴う配管費用の補助限度額の引上げを行おうとするものでございます。

「5. パブリックコメントの実施」につきましては、10月1日から11月2日の1か月間、パブリックコメントを実施する予定です。

「6. 今後のスケジュール」につきましては、パブリックコメントを実施後、必要に応じて計画改定案の修正を行いまして、11月の教育民生委員協議会において最終案を御報告させていただく予定としております。なお、計画改定案につきましては資料3-2として添付させていただきました。

以上、「第2期伊勢市生活排水対策推進計画の改定について」御説明させていただきました。御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時56分

◎福井輝夫委員長

休憩を解き、再開します。

【伊勢市重度障害者デイサービスセンター移管先法人選定の経過について】

◎福井輝夫委員長

続いて、報告案件に入ります。

「伊勢市重度障害者デイサービスセンター移管先法人選定の経過について」、当局から説明をお願いします。

障がい福祉課長。

●濱口障がい福祉課長

それでは、「伊勢市重度障害者デイサービスセンター移管先法人選定の経過について」を御説明申し上げます。資料4を御高覧ください。

令和2年2月の教育民生委員協議会で協議させていただきました伊勢市重度障害者デイサービスセンターの施設譲渡につきまして、令和2年7月4日に選定委員5名により移管先法人選定のための公募型プロポーザルを行わせていただきました。議員皆様には既に結果の御通知をさせていただいておりますが、応募法人数は2法人で、その内の社会福祉法人伊勢亀鈴会様に決定いたしましたので改めて御報告申し上げます。今後、令和3年4月1日の移管に向けて手続を進めてまいります。報告案件として説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

本件は報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

少しだけ、報告案件ということでもありますけれども聞かせていただけたらと思います。
2月の教育民生委員協議会のほうでも御説明をいただきまして、この条例を廃止し、また、くじらの民間譲渡のための公募を4月にする、またそういったこともいろいろと聞かせていただきました。今回、こういった形で長い間社協さんのほうでしていただいた事業を、今度法人のほうが変わるということで説明もいただいたわけですが、来年度からまたショートステイも新たに実施されるということで、これはあくまでプレゼンと選定委員会で決定された結果でありますけれども、どの辺がその評価等あったところらへんがあるのか、ちょっとその辺説明いただけたらと、言える範囲で結構ですので教えていただけたらと思います。

◎福井輝夫委員長

障がい福祉課長。

●濱口障がい福祉課長

プロポーザルについては公開によるプレゼンテーションで聞き取りをしていただきました。選定委員さん5人の中で運営の基本方針、それから施設整備、事業内容、運営体制、収支計画などの評価基準に基づいて選定していただきまして、評価点を合計した上での上位の多かった事業所を移管先として選定、決定させていただいたというところになります。以上です。

◎福井輝夫委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

ありがとうございます。中身については、ちょっとそれは難しいとは思いますが、今回新たに変わられるということで、この利用者であったり職員の方から心配の声も伺っております。特にこの施設につきましては重度障害者の方が利用ということで、個別、または特別なケアが必要なところがございます。やはりその利用者、また家族の皆さんの気持ちを一番に引継ぎのほうをお願いをしていきたいと思っておりますけれども、現時点でどのように考えているのかお聞かせをいただけたらと思います。

◎福井輝夫委員長

障がい福祉課長。

●濱口障がい福祉課長

現時点では事業者が決まったというところの報告事項しか現状はないところではあります。不安の声は確かにいただいております。この後については、保護者懇談会とか保護者説明会を実施させていただきながら、状況聞き取りをさせていただいている最中でございます。今後、移管先からスケジュールとかを示されましたら、また改めて必要な時期に必要な説明として具体的な事業内容や引継ぎについて説明をさせていただくことになってくると思います。今やっただいただいているよい部分については、継続事業としてぜひ引継ぎをしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○吉岡勝裕委員

よろしく申し上げます。ありがとうございます。

◎福井輝夫委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

1点お伺いをしたいのですけれども、この法人選定の結果とかこれに関して利用者から情報公開の請求が来ているって、これは事実ですか。

◎福井輝夫委員長

障がい福祉課長。

●濱口障がい福祉課長

情報公開の請求をいただいて、出させていただく資料は出させていただいたところです。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

その情報公開の請求をされた方のお立場がどうかという話は、ちょっと僕は分からないのであれなんですけれども、ただ、恐らくそのプロポーザルの結果に納得がいていないということで多分、情報公開の請求が来たのかなというふうに理解をするわけなんですけれども、実際その、この選定委員の中身の構成であるとかそういったことに今ここで大きな意見を申し上げるのは難しいにしても、プロポーザルを例えば7月4日にして、そのプレゼンテーションの結果をもって選定をするというこの結果が利用者のために本当になっているのかというのは今どのようにお考えですか。

◎福井輝夫委員長

障がい福祉課長。

●濱口障がい福祉課長

くじらのところについては、今まで委託事業として5年に一度、プロポーザルの選定としてさせていただいてきております。今回施設譲渡ということで、同じ形式の中で手続をさせていただいたところですが、二見のデイサービスセンターのときとか、あと、障がいの作業所の譲渡のこの先例もありまして、先例に倣って実施をさせていただいたというのが実際になります。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

今回の移管した法人がどうか、旧、今までやっていた法人、社協さんがどうという話ではなくて、実際これプロポーザルで、今回に関しては特に譲渡なので、例えば指定管理で金額に差があるという話ではないので、そういった意味でプロポーザルの中で利用者の意見をすべて反映してしまうと、当然その今までの継続がいいという意見も多いので、それにどんな点数を付けるかというのは非常に難しい話かなとは思いますが、最終的にこのまま利用者が納得をしない可能性というのも今の時点では考えられるわけで、説明会を丁寧にするとしても。なのでそういった意味で今後の成り行きを注視はさせていただきますけれども、今回のプロポーザルの方式がちょっと正しかったのかどうなのか、実際その利用者の声を反映することが本来は必要だったのかどうなのかというのは、ぜひ一度御検証いただければなと思います。

今の時点でどちらの、今の新しい新法人か、前のどっちがよかったという話を僕が、何かプレゼンテーションの結果を持っているわけではないので分かりませんが、ただ、現状の利用者からは情報公開請求が出ているということ自体は、これはなかなかそんなにたくさんあるケースではないと思うので、その点はちょっと、今後プロポーザルをやっていく中で、実際この1日のプロポーザルで全部決めることが正しかったのかどうなのかということも含めてぜひとも検証して、その結果をほかのプロポーザル、ここの担当課とかだけではなくて、生かす措置はしていかなければいけないのかなと。

あとは、もう一つは、利用者が納得をもししていただけなかったときに、最終的に市としてひょっとすると向こうに我慢を強いる可能性もありますし、その利用者側は今我慢を強いることにしか結局ならないかもしれないし、その辺りも市としてはやはりある程度、その選定の結果の責任というのがいろんな形で出てくるというのは理解をしていただければなと思います。もし、御答弁がありましたら。

◎福井輝夫委員長

健康福祉部長。

●鳥堂健康福祉部長

ただいま頂戴しました御意見に関しましては、より丁寧な対応をさせていただくことで御理解を賜り、利用者本位の施設運営となるように努めたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

よろしいですか。

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【公民館等集会施設における指定管理期間の変更について】

◎福井輝夫委員長

次に、「公民館等集会施設における指定管理期間の変更について」、当局から報告をお願いします。

社会教育課長。

●山口社会教育課長

それでは、資料5をお願いいたします。「公民館等集会施設における指定管理期間の変更について」御説明いたします。

1番の指定管理期間の変更につきましては、公共施設等総合管理計画の施設類型別計画におきまして、計画期間の第1期である令和6年度末までに公民館等集会施設を地元自治会へ譲渡することとなっているため、従来どおりの指定管理の期間であれば5年間ではございますけれども、施設類型別計画に合わせまして4年間に変更いたします。

対象施設につきましては、2番の対象施設の名称、所在地及び現行の指定管理者に記載のとおり公民館12施設、学習等供用施設19施設でございます。

3番の指定管理の期間につきましては、次期指定管理期間を令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間に変更いたします。

最後に、4番の指定管理者の選定方法でございますが、当該施設は地域コミュニティの中核施設として重要な役割を果たしているため、引き続き地元自治会を指定管理者として指定したいと考えております。

以上、「公民館等集会施設における指定管理期間の変更について」、御説明申し上げます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【令和4年度以降の成人式（新成人のつどい）について】

◎福井輝夫委員長

次に、「令和4年度以降の成人式（新成人のつどい）について」、当局から報告をお願いします。

社会教育課長。

●山口社会教育課長

それでは、資料6をお願いいたします。令和4年度以降の新成人のつどいについて御説明いたします。

1番の経緯でございますが、伊勢市では、成人の日にちなみ、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い、励ますために、伊勢市新成人のつどいを毎年1月に実施をしております。平成30年6月、民法の一部を改正する法律によりまして、令和4年4月1日から民法の定める成年年齢が18歳に引下げられることとなりました。成人式につきましては、その時期や在り方等につきまして法律上の定めはなく、各地方公共団体において民法改正後の成人式の時期や在り方について決定することとなっております。

2番の他市の状況につきましては、県内14市中8市が20歳を対象とし、1市が18歳を対象とすると決定をしております。

3番の伊勢市の方針についてでございますが、成年になる18歳を対象とした場合、対象者の多くが進学や就職などの準備等で忙しい時期と重なりますが、20歳を対象とすることによりまして、参加者本人だけでなく家族も含めて落ち着いた環境で成人を祝うことができることから、これまでどおり20歳を対象に成人を祝い、励ます式典を開催をいたしまして、式典の名称につきましては、伊勢市二十歳のつどいと改め、開催時期につきましては、引き続き1月の成人の日を含む三連休に開催することといたします。

以上、「令和4年度以降の成人式について」、御説明申し上げました。御理解賜りますようお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。

野崎委員。

○野崎隆太委員

1点だけ、これは報告案件ですので、僕のこれはもう、答弁が欲しいというよりは意見だけなんですけれども、この成人式ですね、実際成人の式典として僕は集まると思っている。この名称の改正については僕はぜひとも成人式もしくは成人という言葉を引き残していただきたいと思っております。これ、二十歳のつどいとしてしまうと、25でもいいんじゃないかとか、それこそ18でもいいんじゃないかというふうに僕はなってしまう

と思うので、何のために集まるかというので成人式というのが一番いいとは言いませんけれども、ただ、できればその方向で、ここで御答弁は要りませんが、ぜひ、持ち帰って一度一考していただいても、結果どちらになるかという話ではなくて、意見として、僕は成人式でぜひ行ってほしいということだけ申し上げておきます。以上です。

◎福井輝夫委員長

よろしいですか。

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【所管事業の令和2年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について】

◎福井輝夫委員長

次に、「所管事業の令和2年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」を御協議願います。

本件につきましては、主要な事業について、常任委員会別に執行機関から事業の進捗状況や予算の執行状況等について例年報告を受けております。昨年度は11月19日に実施し、5事業について報告をいただきました。過去の選定事業については資料7-1、年度別選定事業表のとおりです。

今年度も5事業程度を選定し、12月定例会までに実施することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

今後の進め方でございますが、委員の皆様から報告の対象としたい事業がありましたら、9月8日火曜日までに正副委員長または事務局の担当書記へ御連絡願いたいと思います。参考として資料7の2、令和2年度歳出予算款別説明書を配付させていただいております。委員から希望された事業等、正副委員長において5事業程度を選定し、9月定例会中の常任委員会で決定したいと思います。併せて閉会中の継続調査の申出も決定したいと思います。この件について委員の皆様から何か御発言はございませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

委員長、少し可能かどうかということで委員長のほうで調査をいただければと思うのですが、本年度、多くの事業が新型コロナウイルスの影響で中止になっております。そういった状況なので、個別の事業ではなくて、もちろんその個別の事業も選定していただいても構わないのですが、一体その委員会としてどの事業が実際執行されていていないのかということも一度僕は把握ができればなと思いますので、そういった抽出の

方法がちょっと可能かどうかは分かりませんが、新型コロナウイルスの中で、教育民生委員会の分野でどれくらい事業がなくなっていて、どれがあってというのがある程度僕らも把握をしておかなければいかんと思うので、そういった視点もぜひ活用いただきたいということで、意見だけ言わせていただきます。

◎福井輝夫委員長

分かりました。

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

他に御発言もないようですので、本件については5事業程度を調査することとし、当局から報告をいただく事業の選定については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後0時13分

再開 午後0時15分

◎福井輝夫委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

【行政視察について】

◎福井輝夫委員長

次に、「行政視察について」を御協議願います。本件につきましては、管外行政視察を例年5月頃に実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、延期となっているものであります。しかし、いまだ収束の兆しが見えてきていないこと、全国的に感染者が発生していることを鑑み、今期中の管外行政視察は中止とさせていただきたいと考えております。このことについて御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

それでは、御発言もないようですので、お諮りいたします。

管外行政視察の実施については中止したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員

協議会を閉会いたします。

閉会 午後 0 時16分